

## 本市におけるいじめ防止の取り組みについて

## 【市のいじめ防止の取り組み】

## 1 「児童生徒指導室」の新設

令和3年度より、市教委事務局内に各校でのいじめ・不登校対応に特化した「児童生徒指導室」を新設。

## 【所掌事務】

生徒指導、進路指導、学校保健、青少年補導員、青少年指導センター業務、教育相談、地域連携

## 【構成メンバー】

児童生徒指導室長、指導主事5名、行政職員1名、技術職員1名、教育相談統括1名、SSWの統括1名、SSW3名、教育相談員7名、適応指導教室担当職員1名

計 21名

## 【趣旨】

子どもの貧困や虐待いじめ、不登校への対応などの児童生徒の支援、指導にかかる課題も複雑化している中で、スピード感をもって機能的かつ効果的に対応できる組織体制の構築が必要であるため、教育センターを別館3階に移転させ、増加傾向にある学校でのいじめや不登校、生徒指導事案の取り組みは、家庭、地域との連携が非常に重要であることから、学校現場や担当指導主事、SC、SSWが速やかに情報共有し、必要な手立てがとれるよう、児童生徒指導室として一本化した。

## 2 「生徒指導担当者会」の設置

## 【昨年度まで】

生徒指導主事定例会(週に1回)で各校の事案共有、対応に苦慮している事案の検討

↓

## 【今年度から】

生徒指導主事定例会(月3回)＋生徒指導担当者会の設置

生徒指導担当者会では、いじめ等に関する市全体の傾向や、未然防止のとりくみ紹介等をし、学校の生徒指導体制のサポートや市全体の生徒指導対応力の底上げを図る。

## 3 いじめ事案情報共有シートを学校が市教委へ提出するタイミングの変更

## 【昨年度まで】

聞き取り、指導、保護者連絡等、全ての対応終了後に提出

↓

## 【今年度から】

学校がいじめを認知し、1回目の校内いじめ対策委員会で対応方針を立てた時点でいじめ事案情報共有シート(資料6-1)の提出

※学校と教育委員会で初期対応内容の確認、重篤化しそうな事案の未然防止

4 「安心感・信頼感を与える学校」をめざしての作成(資料6-2)

児童生徒、保護者、地域の方の相談を受けた教職員が一人で抱えることのないよう、全教職員に周知徹底

5 三室連携会議(月1回)

児童生徒指導室・子育て支援室・人権施策室・SSW・大阪府SSWのスーパーバイザーで、重篤化しそうな事案について協議し、その内容を学校に返し、事案の重篤化を防ぐ。

6 「いじめ虐待等対応支援体制構築事業」(令和2年度から 資料6-3)

**趣旨**

・大阪府教育庁から、学校や市町村教育委員会からの支援要請をもとに、専門家から構成される府の緊急支援チームの派遣を行う。

※緊急支援チーム・・・スクールロイヤー、スクールカウンセラー等

・各学校においては、いじめ等の生徒指導上の諸課題への対応について、問題行動の起こりにくい生徒指導体制の構築を行う。また、いじめ重大事態等をはじめとする事案の重篤化を防止する学校の生徒指導体制を構築する。

**事業実施校**

第三中学校、西南小学校、萱野東小学校、南小学校の計4校

・小学校にはSSWサポーター、中学校には常勤講師1名の加配

・いじめ、暴力行為、不登校の件数を毎月集約する。

**活用方法**

・非常勤講師(第三中学校)・・・生徒指導担当と共に生指案件への対応、また別室登校体制のコーディネートする。

・SSWサポーター(西南小学校、萱野東小学校、南小学校)・・・落ち着きのない児童や不登校児童等へのサポートやケース会議等へ参加する(週に2回程度、1回の勤務が3時間まで)。

【各学校のいじめ防止のとりくみ】

1 第三中学校

- ・「問題行動の起こりにくくするためのカリキュラム」を作成、生徒指導担当の複数体制を活かし、いじめの未然防止授業にとりくんでいる。
- ・10年以上前から取り組んでいるいじめZERO運動に加え、生徒指導担当がいじめとは何か、いじめとからかいの違い、いじめを生まないためには何が必要かについて全3時間程度の授業を実施し、いじめを起こさないための標語を作成し、この標語を卒業まで学年の合言葉とする。

令和2年度1年生 「被害者に 言葉のナイフ 刺さってる」

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
1年	広表を促す指導	広表を促す指導 いじめZERO授業	いじめZERO授業											
	未然防止	集会での講話		i-check		集会での講話		いじめアンケート		i-check	集会での講話	伊豆野宮アンケート		SNS講和+授業
2年	広表を促す指導	広表を促す指導 いじめZERO授業	いじめZERO授業											
	未然防止	集会での講話		i-check		集会での講話		いじめアンケート		i-check	集会での講話	伊豆野宮アンケート		SNS講和+授業
3年	広表を促す指導	広表を促す指導 いじめZERO授業	いじめZERO授業											
	未然防止	集会での講話		i-check		集会での講話		いじめアンケート		i-check	集会での講話	伊豆野宮アンケート		SNS講和+授業
教職員		問題行動対応チャート 配布+研修 生徒指導システムアンケート 配布+研修 職員研修(校長談)		i-check後の聞き取り	三中スクリーニング			いじめアンケート把握		i-check後の聞き取り 三中スクリーニング		学校アンケート把握	三中スクリーニング	

2 中小学校

- ・箕面ユネスコ協会 大浜淳子さんによる教職員研修「集団づくりについて」
- ・生徒指導担当がグループワークトレーニングを活用した授業、4～6年に向けてSNSの危険性についての授業を実施

3 南小学校

- ・学級担任、生徒指導担当で全学級に集団づくりや他者理解についての授業を実施  
低学年→「あいさつ名人になろう」

(気持ちのよいあいさつや声かけの仕方について)

高学年→「友だちのいいところを見つける名探偵になろう」

(おしゃべり→お話上手、飽きっぽい→興味を持つものがたくさんある等、リフレーミングについて)

箕面市教育委員会 様

令和3年(2021年) 月 日

学校名 箕面市立 学校

## いじめ事案情報共有シート

発 生 年 月 日	発生年月日 令和3年(2021年) 月 日( )			
認 知 した 月 日	認知した月日 令和3年(2021年) 月 日( )			
認 知 した 方 法	<input type="checkbox"/> 被害児童生徒から <input type="checkbox"/> 被害児童生徒保護者から <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 周囲の児童生徒から <input type="checkbox"/> 周囲の児童生徒保護者から			
発 生 場 所				
	学年・組	名 前(ふりがな)	学年・組	名 前(ふりがな)
被害児童生徒				
加害児童生徒				
認 知 後、3ヶ月経過した月日	令和3年(2021年) ( ) 月 ( ) 日頃			
行 為 の 解 消		いじめに係る行為が止んでいる		いじめに係る行為が止んでいない
児童生徒本人及び保護者への面談等	なし ・ あり⇒ ( ) が児童生徒本人及び保護者への ( ) を行い確認			
重 大 事 態		重大事態でない		重大事態である⇒( 1 ・ 2 ・ 3 )
いじめの態様	番号を記入 ( ) (複数可) ① 冷やかす、からかい、悪口 ②仲間はずれ、無視 ③軽くぶつかる、蹴られる ④ひどく殴られる、蹴られる ⑤金品をたかられる ⑥金品を隠される、盗まれる ⑦嫌なこと、危険なことを強要 ⑧パソコン、携帯での誹謗中傷 ⑨その他			
事 案 概 要				

月日	曜日	対 応 内 容
		【認知した日の対応】
1回目の校内いじめ 対策委員会のメンバー		校長・副校長・教頭・生徒指導主事・担任・副担任・学年主任・支援学級担任・ 養護教諭・SC・SSW・その他( )
対応レベル (府教育庁作成)		1 (担任、学年)・2 (学校全体)・3 (学校、関係機関)・4 (教育委員会)・5 (警察)
		【認知した翌日以降の対応】

「安心感・信頼感を与える学校」をめざして

箕面市教育委員会 児童生徒指導室

「安心感・信頼感を与える学校」  
とは？

全ての教職員が児童生徒、保護者、地域の方々の話を親身に聴き、今後の方針を伝え責任を持って対応する学校

子どもから相談されたら...

STEP ① 傾聴

最初に子どもから相談を受けた教職員が内容を詳しく聞き、趣旨を理解する。  
※否定しない、答えを急がない、決めつけない。  
※勇気を持って相談に来てくれたという意識で聴くこと。



経験則で決めつけないこと。考えを押し付けられるのではなく、一緒に考えるというスタンスが大事。

子どもから相談されたら...

STEP ② 情報共有

関係教職員で情報共有を行い、相談内容を整理する。(生徒指導、管理職への報告)



日頃から所属学年の先生や先輩教職員、管理職に相談し、どんな内容でもチームで対応することを心がける。決して一人で判断することなく、チームで考え、チームで対応していくことが大切。

## 子どもから相談されたら...

### STEP ③ 対応方針の決定



対応が必要と判断した場合は対策委員会等をひらき、「誰が、いつ、どのような、いつまでに」対応するか具体的な方針を決定する。

相談内容の趣旨に対する見立て、手立てを検討し、チームで対応方針を決定することが大切。一人の意見だけで方針を決定しないようにあらゆる視点で対応方針を決定していく。

## 子どもから相談されたら...

### STEP ④ 保護者との連携



子どもが相談した内容を特段の事情がない限り、保護者と共有し、学校と保護者が連携して対応していく。対策委員会で検討した対応方針を伝える。

電話するかしないか迷ったら電話！家庭訪問するかしないか迷ったら家庭訪問！初期の段階で丁寧に対応することが大切。

## 保護者から相談されたら...

### STEP ① 傾聴

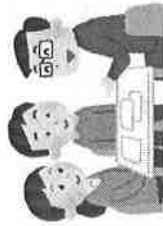


相談を受けた教職員が内容を詳しく聞き、趣旨、保護者の思いを理解する。相談内容の主訴を確認する。今後、対応を協議し、〇時に連絡することを伝える。

お怒りで相談に来る場合もあるが、「でも、だって」と否定することなく、最後まで話を聴き、怒りの主訴がどこにあるのか把握することが大切。

## 保護者から相談されたら...

### STEP ② 情報共有



関係職員、生徒指導、管理職と情報共有を行う。相談の主訴、問題にある背景を洗い出す。

保護者は学校が今、何をしてくれているのが買えないことに不安を感じることを理解し、対応方針では何をどこまで伝えるのかも決定していくことが大切。

## 保護者から相談されたら...

### STEP ③ 対応方針の決定

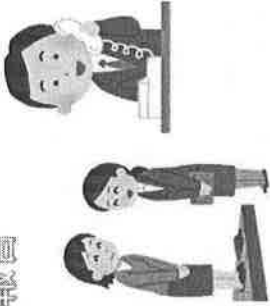


対策委員会等をひらき、「誰が、いつ、どのように、いつまでに」対応するか具体的な方針を決定する。

相談内容の趣旨に対する見立て、手立てを検討し、チームで対応方針を決定することが大切。一人の意見だけで方針を決定しないようにあらゆる視点で対応方針を決定していく。

## 保護者から相談されたら...

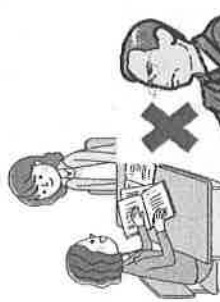
### STEP ④ 保護者への報告



対策委員会で検討した対応方針を伝える。  
対応が長期に渡る際は、経過報告を丁寧に行い、いつまでに何ができるかを示し、安心感を与える。

保護者との情報共有は可能な限り、直接会って話すことが大切。電話では、細かいニュアンスが伝わりにくく、対応しているのに逆に怒りを買ってしまうこともあることを認識して対応することが大事。

## 安心感を与える対応とは？



※居丈高な態度はNG

- ① 座席位置の工夫をし、自然な感じで視線を外すことができるように座る。  
※腕や脚を組んで話すのはNGです。
- ② 教職員から話し始めるのではなく、相手から話してもらおう。話がまとまらずいても、最後までじっくり聴く。

『この先生は自分のこと、自分の子どものことを一緒に考えてくれる』という事が伝わる事が大切。

## 安心感を与える対応とは？



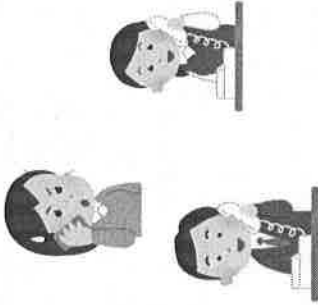
- ③ 即答できない質問等があれば、趣旨を確認し、いつ誰から返答できるかの見通しを伝える。
- ④ 保護者と学校で子どもの「安心・安全」や「健全育成」について一緒に考ええるというスタンスを持つ。

相談があった際の対応だけでなく、普段からの対応が問われます。欠席連絡での対応、授業参観、個人懇談、学校行事での日々の対応から安心感を与えられるよう心がけることが大切。



## 電話応対は第一印象を決める！！

- ① 3コール以内に出る。  
(所属と名前は必ず名乗る)
- ② 電話に出るときは笑顔で。  
(表情と声のトーンは運動します)
- ③ 勝手に判断しない。  
(急ぎの電話の可能性を想定する)
- ④ メモをとり、共有する。



電話応対は管理職や事務職員だけの業務ではありません。管理職、事務職員が不在等の場合は積極的に電話に出て待たさないように心がける。

## 「日本一親切な市役所」の定義

参考

最初に相談を受けた職員が責任を持って対応し、市民の話も聞かずにほかの窓口にたらい回しをすることのないよう、全ての職員が市民に目線を向けることのできる市役所

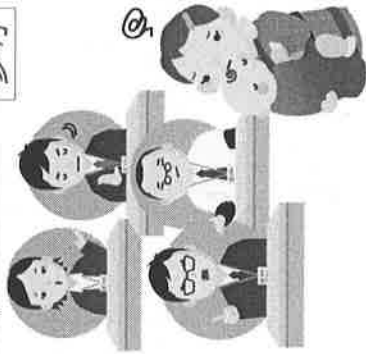
※ 『「日本一親切な市役所」をめざして』より抜粋

## 「たらい回し」とは

参考

次のことを意味する表現

- ・ 物事を他の部門に対応させて面倒事を回避しようとするさま
- ・ 行く先々で他の窓口へ行くように案内され、なかなか目的を果たせないさま



※ 『「日本一親切な市役所」をめざして』より抜粋

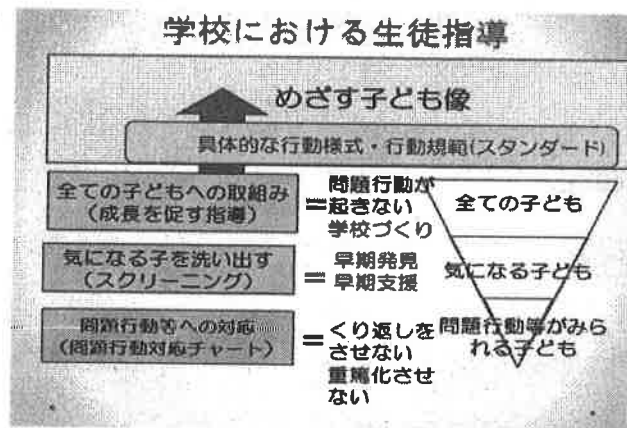


## いじめ虐待等対応支援体制構築事業

### (1) 事業の趣旨について

- ・いじめ重大事態の対応等、府全体を大きく揺るがすような事案の報道が相次いだこと、全国的に見ても、児童虐待の課題も大きく、子どもの生命・身体が脅かされるような事案がいつ起こってもおかしくない状況にある。
- ・そのため、大阪府教育庁として、学校や市町村教育委員会からの支援要請をもとに、専門家から構成される府の緊急支援チームの派遣を行う。また、課題の大きい学校については、支援人材等を配置するとともに市町村教育委員会と連携し学校訪問等の直接支援を行う。
- ・市町村教育委員会においては、生徒指導上の諸課題について、重篤化する可能性のある事案及び、重篤な事案等に対するSSW・SC・SL等の専門家等と連携した学校支援体制を築く。
- ・各学校においては、いじめ等の生徒指導上の諸課題への対応について、問題行動の起こりにくい生徒指導體制の構築を行う。
- ・また、いじめ重大事態等をはじめとする事案の重篤化を防止する学校の生徒指導體制を構築する。

### (2) 学校における未然防止・予防について



#### 問題行動が起きない学校づくり

##### ①スタンダード

- ・学校教育目標を具現化し、児童生徒の具体的な行動様式・行動基準を明確化する。
- ・教職員間で基準を共有するとともに児童生徒が意識できるようにする。
- ・基準をもとに家庭との連携を図る。

##### ②成長を促す指導

- ・すべての子どもを対象として、自己肯定感や自己有用感等を高め、主体性・協調性・社会性等の力を育成する。

#### 気になる子を洗い出し早期支援につなげる

##### ③スクリーニング

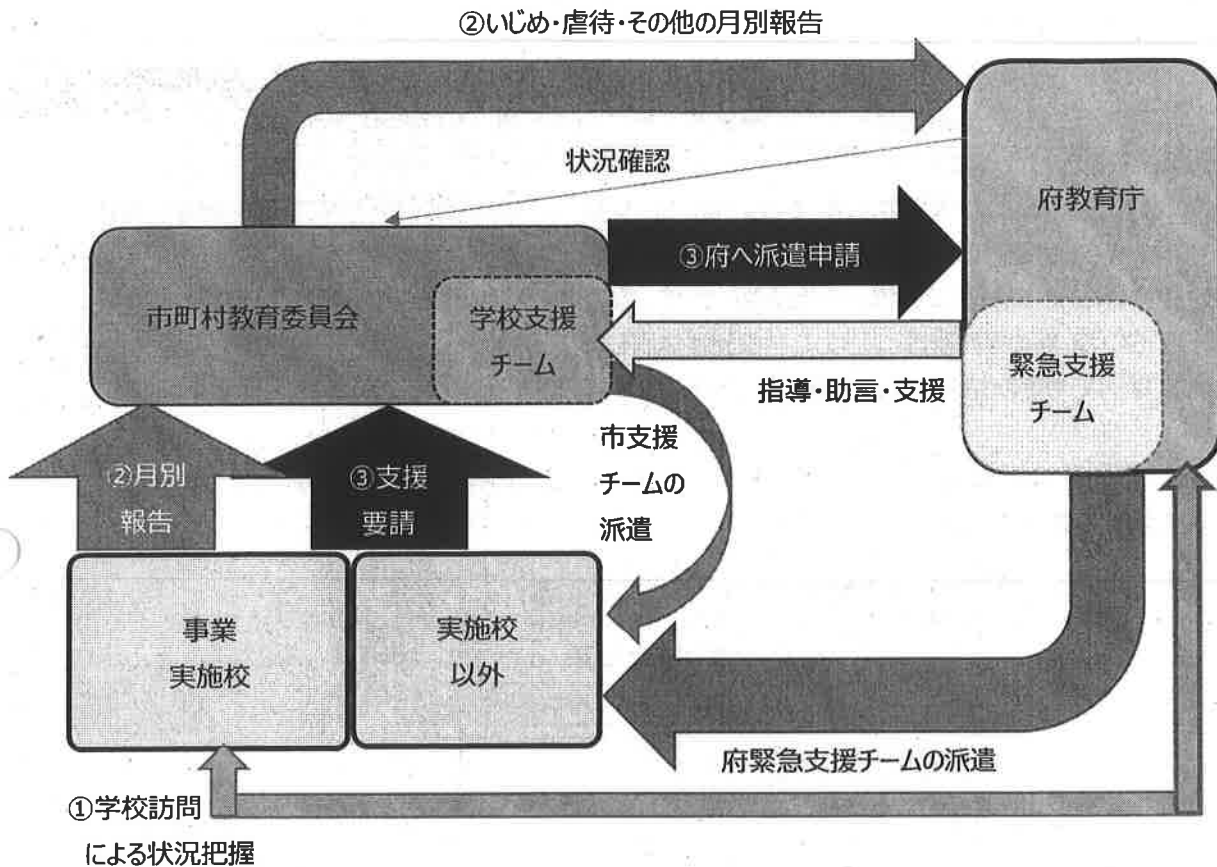
- ・全児童生徒を対象とし、支援の必要な子を洗い出し早期発見・早期支援につなぐ。
- ・子どもの状況等をみとる客観的基準を教職員間でそろえる。

#### 問題行動等をくりかえさせない・重篤化させない

##### ④問題行動対応チャート

- ・指導の基準を明確化し、教職員間での指導のずれをなくす。
- ・問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
- ・加害行為について加害者本人の自覚を促す。
- ・レベルにより対応の主体を示すことで、権限と責任の所在を明確にする。

### (3) 大阪府教育庁の緊急支援について



#### 市町村教育委員会及び各学校における府の緊急支援チームの要請のプロセスについて

##### ① 実施校訪問時のヒアリングを活用した緊急支援の要請

- ・事業実施校への学校訪問時に気になる事案について、学校・市町村教育委員会・大阪府教育庁で共有する。
- ・府指導主事・緊急支援 AD が助言を行う。
- ・学校および、市町村教育委員会は必要に応じて、府の緊急支援チームの派遣を要請する。
- ・府の緊急支援チームの派遣。

##### ② 実施校月別調査をもとにした緊急支援の要請

- ・事業実施校は、暴力行為・いじめ・不登校に加え、いじめ重大事態や深刻な虐待（あるいはその可能性が考えられる事案）の報告を市町村教育委員会を通じて大阪府教育庁に報告・共有する。
- ・気になる事案について、府指導主事から市町村教育委員会に対して状況の確認。
- ・学校および、市町村教育委員会は必要に応じて、府の緊急支援チームの派遣を要請。
- ・府の緊急支援チームの派遣。

##### ③ 重篤化する可能性のある事案もしくは、重篤な事案の発生に伴う緊急支援の要請

(※事業実施校以外も含むすべての府域の小中学校が対象)

- ・事案の発生に伴い、学校および市町村教育委員会は府の緊急支援チームの派遣を要請。
- ・府指導主事から市町村教育委員会に状況の確認。
- ・府の緊急支援チームの派遣。